

---

---

# 第1章 計画の基本的な考え方

---

---

## 1 計画策定の趣旨

和歌山県の次代を担う子供・若者が、夢と希望を持ち、心豊かにたくましく成長することは、全ての県民の願いです。

これまで、本県では、平成22年4月の「子ども・若者育成支援推進法」施行等を踏まえ、平成24年3月に「和歌山県子ども・若者計画」（平成24～28年度）を、平成29年3月には「和歌山県子供・若者計画」（平成29～33年度）を策定し、子供・若者の健やかな成長と自立を支援してきました。

一方で、子供・若者を取り巻く社会環境は急速に大きく変化するなか、ニートやひきこもり等の若者の自立をめぐる問題や児童虐待、いじめ、不登校、有害情報の氾濫、さらに新型コロナウイルス\*の感染不安や、外出自粛に伴う孤立や孤独等が加わっています。

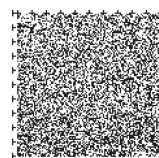
こうした状況を踏まえ、本県の子供・若者育成支援施策の一層の推進を図るため、「和歌山県子供・若者計画」（令和4～8年度）を新たに策定します。

## 2 これまでの取組の成果

「和歌山県子供・若者計画」（平成29～33年度）においては、「全ての子供・若者の健やかな育成」、「困難を有する子供・若者やその家族の支援」、「子供・若者の成長のための社会環境の整備」、「社会で自立・活躍する子供・若者の育成」の4つを基本的な方針として、家庭や学校、地域等と連携して、県民総ぐるみで子供・若者の育成に取り組んできました。

「和歌山県子供・若者計画」の計画期間における主な成果は以下のとおりです。

- ・ 児童生徒の体力・運動能力調査結果を本県独自に分析し、その課題の改善に向け、各市町村教育委員会や小・中学校が、「体力アッププラン」を作成・実践することにより、徐々に児童生徒の体力が向上し、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」において、全国平均を上回るようになっています。
- ・ 和歌山県版ふるさと教科書「わかやま何でも帳」を中学校の生徒全員に配布するとともに、全ての小・中・高等学校でふるさと教科書を活用した取組を行うことにより、郷土への愛着を育んでいます。
- ・ 教職員がいじめの定義を正しく理解し、積極的な認知に取り組んだことにより、児童生徒千人当たりのいじめ認知件数は大幅に増加しました。あわせて、学校や関係機関等と連携して対応する体制を整え、いじめ解消に向けた取組を進めた結果、いじめの解消率は全国で高順位となっています。



- ・ 県内3箇所において、地域若者サポートステーションに若者総合相談窓口WithYouを併設し、若者サポートステーションWithYouとして一体的に運営しています。悩みを抱える子供・若者の相談支援を充実させるとともに、就労に不安を抱えた若者を支援し、進路決定につなげています。
- ・ 児童虐待への県民の関心が高まっていることに加え、核家族化や地域社会の連帯感の希薄化により子育て家庭が孤立化しやすいことなどから、児童虐待相談対応件数は増加の一途をたどっています。子供を虐待から守るため、児童相談所の体制強化を図るとともに、市町村をはじめとする多機関・他職種との連携を密にし、子供や子育て家庭を支援しています。
- ・ 情報モラル<sup>\*</sup>講座やネットフォーラムの開催によりネットリテラシーの向上を図るとともに、フィルタリング<sup>\*</sup>やペアレンタルコントロール<sup>\*</sup>の利用促進等を推進しています。更に、ネットパトロールによる有害情報対策やネットトラブル相談窓口の設置など、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に取り組んでいます。

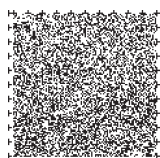
### 3 計画の性格・位置付け

- ・ 本県における子供・若者の育成についての総合的な指針とします。
- ・ 「子ども・若者育成支援推進法」第9条第1項に基づく「都道府県子ども・若者計画」とします。
- ・ 平成29年3月に策定された「和歌山県長期総合計画」に沿うものであり、子供・若者を対象とする本県の他の計画等との整合性を図っています。

### 4 計画の期間

計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

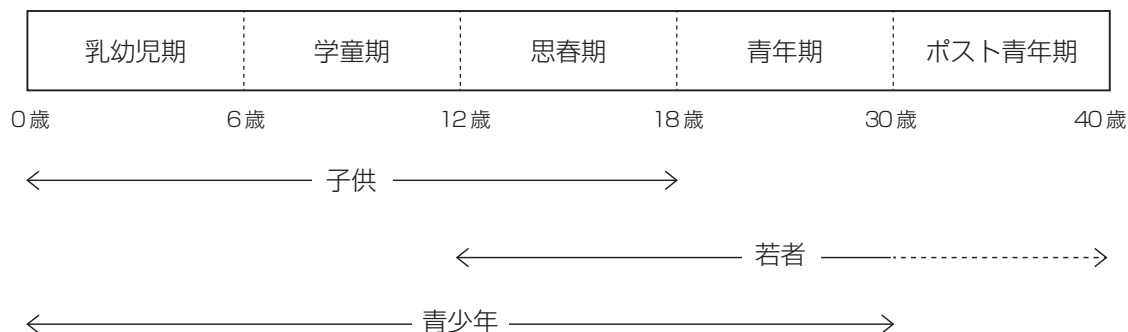
ただし、今後の社会情勢の変化や関係法令の施行等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。



## 5 子供・若者の範囲と計画の対象者

計画の対象は、全体としては0歳から30歳未満の子供・若者としませんが、個々の施策において、それぞれ対象となる範囲は異なります。

また、社会的自立に困難を有する若者への支援等、施策によっては、40歳未満のポスト青年期の者も対象としています。



### ◆計画における用語の定義

子供：乳幼児期、学童期及び思春期の者。

若者：思春期、青年期の者。施策によっては、40歳未満までのポスト青年期の者も対象とします。

青少年：乳幼児期から青年期までの者。ただし、「和歌山県青少年健全育成条例」においては、18歳未満の者を指します。

※乳幼児期は、義務教育年齢に達するまでの者。

※学童期は、小学生の者。

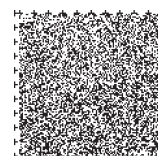
※思春期は、中学生から概ね18歳までの者で、子供から若者への移行期として、施策により子供、若者それぞれに該当する場合があります。

※青年期は、概ね18歳から概ね30歳未満までの者。

※ポスト青年期は、青年期を過ぎ、概ね40歳未満の者。

※「子供」、「子ども」、「こども」の表記について、本計画では以下によることとします。

- ・一般的に使用する場合、原則「子供」と表記。
- ・法律等の規定で平仮名が使用されているものは、規定に基づき表記。



## 6 計画の基本理念と目指すべき和歌山県の子供・若者像

計画の基本理念は、「未来を拓くひとを育む和歌山」とし、

- 命を大切にし、人権を尊び、家族や友人、地域との絆を大切にする子供・若者
  - 心豊かにたくましく生きる力を持った子供・若者
  - ふるさとを愛し、和歌山で生まれ育ったことを誇りに思える子供・若者
  - 社会の一員として自立し、地域の発展に貢献できる子供・若者
  - 国際社会で活躍できる子供・若者
- を目指すべき和歌山県の子供・若者像とします。

## 7 計画の基本的な方針

計画の基本理念を実現するため、次の4つの基本的な方針に基づき、施策を推進していきます。

### 方針1 全ての子供・若者の健やかな育成

幼児期から高等学校までの教育を通して、確かな学力や豊かな心、健やかな体の「知・徳・体」を基盤とした人間としての総合力を育成するとともに、ふるさとに愛着と誇りを持ち、ふるさとに貢献できる人材を育成する教育を推進します。

また、キャリア教育<sup>\*</sup>等を通して、子供・若者の勤労観・職業観や社会的・職業的自立に必要な基盤となる能力や態度の形成を図るとともに、円滑な就職支援等により、若者の雇用安定化に取り組みます。

### 方針2 困難を有する子供・若者やその家族の支援

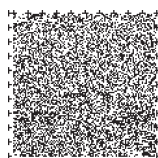
ニートやひきこもり、不登校、非行、貧困、ヤングケアラー<sup>\*</sup>、虐待、犯罪被害等、子供・若者が抱える困難は相互に影響し合うなど、非常に複雑で多様な状況となっているため、これらに対応する機関が連携し、重層的で切れ目のない支援を行います。

また、困難を有する子供・若者本人だけでなく、家族に対する支援も行います。

### 方針3 子供・若者の成長のための社会環境の整備

全ての児童が放課後等を安全に安心して過ごせる居場所づくりを推進するとともに、子供・若者の地域における多様な体験・交流活動の充実を図ります。

また、インターネットの急速な普及に伴う長時間利用による影響等の新たな課題への対応、子供・若者の福祉を害する犯罪の防止対策等を推進し、子供・若者の健やかな成長のための環境を整備します。

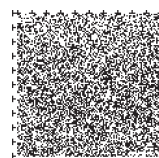


#### 方針4 社会で自立・活躍する子供・若者の育成

子供・若者の健やかな成長を支える様々な専門職の養成・確保に努めるとともに、専門性を高めるための研修を充実させます。

また、地域における子供・若者の主体的な活動や地域づくりを支援します。

さらに、グローバル化が進行する社会で必要とされる英語等の語学力や日本人としてのアイデンティティ等を培う教育を推進します。



## 8 計画の体系

